

主な公費負担医療（国の公費負担医療制度）

| 法律 | 内容 | 負担区分 |
|------------------------------------|---|---|
| 戦傷病者特別援護法 | <ul style="list-style-type: none"> 療養の給付→公務上の傷病 更生医療→障害者の社会復帰のために必要な医療 | 全額国庫負担 (自己負担なし) |
| 原爆援護法 | <ul style="list-style-type: none"> 認定疾病医療→原爆症 | 全額公費負担 (自己負担することがある) |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 新感染症→都道府県知事が厚生労働大臣に指導・助言を得て個別に応急対応する感染症または要件指定後、一種感染症と同様に扱う感染症 | |
| 結核予防法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 適性医療→一般患者 通院医療→一般患者 | 健康保険優先 (自己負担は医療費の5%) |
| 特定疾患治療研究事業実施要綱 | いわゆる“難病”のうち、原因不明、治療法未確立かつ後遺症を罹患（パーチェット病、クローン病など） | 健康保険優先 生計中心者の所得に応じた段階 |
| 児童福祉法 (小児慢性特定疾患) | 小児（20歳未満。ただし18歳到達時までに当該医療の給付を受けている人）慢性疾患のうち、治療が長期間にわたるもの（癌、喘息、膠原病など） | 的な負担限度額あり（1ヶ月、1医療機関ごと。低所得者は自己負担なし） |
| 障害者自立支援法 (自立支援医療) | <ul style="list-style-type: none"> 育成医療→18歳未満の治療に必要な身体障害児に対する医療 更生医療→身体障害者手帳を持っている18歳以上の障害者の社会復帰のために必要な医療 精神通院医療→精神障害者に対する通院医療 | 健康保険優先 自己負担は医療費の原則1割 (一定所得以上のものは自立支援医療の対象外)、低所得者および高額治療継続者は負担上限あり |
| 結核予防法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 命令入所→感染させるおそれがある患者 措置入院→自身または他人を傷つけるおそれのある患者 | 健康保険優先 (自己負担することがある) |
| 児童福祉法 | <ul style="list-style-type: none"> 育成医療→18歳未満の身体障害児 | 健康保険優先 (自己負担なし) |
| 母子保健法 | <ul style="list-style-type: none"> 養育医療→入院を要する未熟児 | |
| 生活保護法 | <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助→生活困窮者の傷病 | |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 入院治療 一類感染症→バスタ、エボラ出血熱等 二類感染症→結核、ジフテリア等 | |
| 予防接種法 | <ul style="list-style-type: none"> 救済措置→認定された健康被害者 | |
| 原爆者援護法 | <ul style="list-style-type: none"> 一般疾病医療→被爆者の傷病 | 健康保険優先 (自己負担なし) |
| 特定疾患治療研究事業実施要綱 | いわゆる“難病”のうち、スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、クロイツフェルト・ヤコブ病、プリオン病および日常生活に著しい支障のある重症患者 | |
| 児童福祉法 (小児慢性特定疾患) | 小児（20歳未満。但し18歳未満到達時までに当該医療の給付を受けている人）慢性疾患のうち、重症患者と血友病患者 | |
| 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 | 医薬品・生物由来製品が適正に使用されたにもかかわらず、有害な副作用により疾病となった者 | |
| 石綿による健康被害の救済に関する法律 (石綿健康被害救済制度) | <ul style="list-style-type: none"> 救済給付→石綿による健康被害で指定疾病（中皮腫、肺癌）にかかった者で、労災補償等の対象にならない者 | |
| 公害健康被害の補償等に関する法律 | 著しい大気汚染、水質汚濁の影響で、指定疾病にかかった者 | 全額汚染原因者負担（自己負担なし） |